

## 「藤三広店」変更届出の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三広店

所在地 呉市広本町三丁目 12 番 1 号

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 8 時 00 分	午後 9 時 00 分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分	

##### ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

開店時刻	備 考
午前 7 時 45 分午後 9 時 10 分	

(変更後)

開店時刻	備 考
午前 7 時 45 分午後 10 時 15 分	

### 3 変更する年月日

令和元年 12 月 14 日

### 4 説明会掲示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第 12 条第 1 項）

#### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

##### ②来客が駐車場を利用することができる時間帯

### 6 変更する理由

来客の利便向上のため

### 7 届出年月日

令和元年 12 月 13 日

### 8 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央四丁目 1 番 6 号）

呉市広市民センター（呉市広古新開二丁目 1 番 3 号）

### 9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

- (1) 期 間 本日から令和 2 年 4 月 23 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和2年4月23日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課